

令和8年
4月から

「子ども・子育て支援金制度」 に係る掛金の徴収が始まります

制度の概要

「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充（※）を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

※ 支援金は、児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は、裏面をご確認ください。

対象者

すべての組合員（※）が対象になります。

※ 短期組合員、任意継続組合員等を含み、後期高齢者医療の被保険者及び育休等掛金免除者は除きます。

徴収の時期・方法

令和8年4月から、毎月の給料や賞与の支払い時に、短期給付や介護保険に係る掛金とあわせて徴収（天引き）させていただきます。

短期給付に係る
掛金

+

介護保険に係る掛金
40歳～64歳の方

+

子ども・子育て支援金
に係る掛金

掛金額の目安

被用者保険（健保や共済）における支援金率（掛金率(本人負担) + 負担金率(事業主負担))は、国から一律に示され、令和8年度は2.3%（千分率）とされました。

【例】標準報酬の月額が38万円（年収600万円程度）の場合

$38\text{万円} \times 2.3\% = 874\text{円}$ となり、この額を短期給付や介護保険に係る保険料と同様に、事業主（道府県）と折半することになりますので、

組合員の皆様にご負担いただく一月当たりの掛金額は437円となります



地方職員共済組合

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	1.5万円
	高校生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

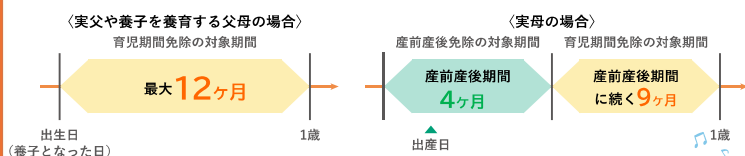
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、
こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」
の面談と合わせて、
・妊娠届出時に5万円
・妊娠後期以降に
妊娠している
こどもの数×5万円
を支給します。



※令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、
子の出生直後の一定期間内に
両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、
保育所等に通っていない0歳6カ月から
満3歳未満のこどもが
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。
(こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは

こども家庭庁のHP
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

